

定期券購入申込書

▼ご購入定期券のに✓を入れてください。また、●の項目についてご記入または○を入れてください。

PiTaPa 定期券 定期券印字ができるPiTaPaカードが必要です。

ICOCA 定期券 ICOCAカードをお持ちでない場合は、デポジット(カード発行預り金)500円が必要です。スマートICOCA、KIPS ICOCAなど、お取り扱いできないICOCAカードがあります。

※特別割引や区間の連続した他社局磁気定期券をお持ちの場合など、磁気定期券をご希望の方はお申し出ください。

●●

お名前

(カナ)

(姓)

(名)

●●

生年月日

西暦・昭和・平成
(下2ケタ)

年

月

日

●●

郵便番号

—

年齢

歳

男・女

●●

電話番号

—

—

●●

乗車区間

駅

～

駅

●●

経由

新開地・谷上(北神/地下鉄)・湊川(地下鉄)・三田・粟生・その他()

●●

種別

新規・継続

通勤・通学

大人・小児

●●

学校名

通学定期の場合

学年

年

●●

特別割引

障がい・療育・介護

※磁気定期券のみ発売(紛失時、再発行できません)

●●

有効期間

1か月・3か月・6か月・1学期・2学期・3学期

(学期定期券の通用期間)

1学期:4月8日～7月20日

2学期:9月1日～12月24日

3学期:1月8日～3月25日

1学期・2学期・3学期の学期定期券は通学定期券に限ります。また、学期定期券には発売区間に制限があります。

●●

使用開始日

20

年

月

日

使用開始日の14日前からご購入いただけます。なお、学期定期券は、1学期3月26日から、2学期8月18日から、3学期12月25日からご購入いただけます。

●●

ICOCA定期の

カード検索番号

(4ケタの数字をご記入ください)

紛失再発行手続きの際に使用します。継続定期券を購入の際は、ご記入は不要です。

●●

有効期間外の
PiTaPa交通利用 又は
ICOCAカードの残額利用

する(定期券の有効期間が切れても電車・バスをご利用いただけます) ・ しない(定期券の有効期間が切れると電車・バスのご利用ができなくなります)

●●

PiTaPa定期券のお支払方法

現金決済 ・ PiTaPa 決済

(ICOCA定期券、磁気定期券は現金でのお支払いになります)

- ・お客さまの個人情報は、定期券の発売業務に使用するほか、拾得時など、当社からお客さまへご連絡する必要がある場合に使用します。連絡定期券の場合は、当該社局からの照会に応じ、申込内容をお知らせすることがあります。また、ICOCA定期券の場合、紛失再発行時などに、当社およびICOCAを発売する他社局で本人確認や必要な連絡をさせていただくために使用します。
- ・裏面も必ずお読みください。

〔通学証明書記入欄〕

学 指 定 番 号	校 校 校	証 明 書 発 行 日	年	月	日
学 校	証 明 書 番 号	部 科 お よ び 学 年	部 科	学 年	代 表 者 職 印
	学 校 名				
	所 在 地				
	代 表 者 氏 名				
表面(定期券購入申込書)の記入事項(乗車区間等)を証明する。					

1. この証明の通用期間は、発行の日から1か月間です。
2. 通学証明書の発行後に記入事項を変更された通学証明書は無効となります。

■通学定期券の購入について

1. 通学区間はお住いの最寄駅と学校最寄駅間です。通学定期券でご乗車の際は学生証を携行し、係員の指示があれば呈示してください。
2. 年度の最初に購入される場合および年度がまたがる場合
 - ・証明書発行者(学校)が記入、押印して発行した通学証明書(定期券購入申込書)と学生証明書を窓口へお渡しください。(最終学年や次年度進学の場合および、年度またがり(通用終了日が翌年度4月30日を超える場合、または通用開始日が4月1日以降の1か月定期券をご購入)の場合は、購入時点で有効な通学証明書が必要となります。)
 - 但し、進級される場合に限り、新たにお求めになる通学定期券の区間と経由が同じ場合は、ご購入時点で有効な学生証と現在使用中(または通用終了日から2か月以内)の通学定期券の呈示(磁気定期券の場合は回収)で、ご購入いただけます。
 - ・購入兼用学生証明書の場合には、発行控え欄に購入年月日、乗車区間、通用期間、購入場所をご記入のうえ、定期券購入申込書とともに窓口へお渡しください。
3. 年度内において引き続き同じ駅間の定期券を購入される場合
 - ・現在お持ちの定期券(年度を越えず通用期間終了後から2か月以内のもの)と定期券購入申込書とともに窓口へお渡しください。

■PiTaPa定期券について

1. 定期券印字ができるPiTaPaカードが必要です。
2. PiTaPa定期券は記名人ご本人以外にご利用いただけません。
3. PiTaPa定期券面区間内では、オートチャージの設定をしてもチャージされません。
4. PiTaPa定期券と区間指定登録を併用されますと、PiTaPa定期運賃に加えて、区間指定割引運賃をお支払いいただくことになります。

■ICOCA定期券について

1. ICOCA定期券をご購入の際、ICOCAカードをお持ちでない場合は、デポジット(カード発行預かり金)500円が必要です。
2. スマートICOCA・KIPS ICOCAなど、お取扱できないICOCAカードがあります。
3. ICOCA定期券は記名人ご本人以外にご利用いただけません。

■IC定期券(PiTaPa定期券、ICOCA定期券)について

1. 他の乗車券との併用(組合せ利用)や現金等での乗越精算はできません。
2. 定期券面区間外に乗り越した場合および区間外から乗り始めた場合の区間外利用分は、通常のPiTaPa利用またはICOCA利用になります。
3. 予約発売ではIC定期券をご購入いただけません。
4. 北条鉄道連絡定期券、身体障がい者・知的障がい者割引定期券はIC定期券をご購入いただけません。

■定期券を盗難・紛失された場合について

1. 磁気定期券の場合、再発行できません。
2. PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク(PiTaPa・カード会社)へ届出いただいた後、盗難・紛失されたPiTaPa定期券を磁気定期券にて再発行しますので、神戸電鉄の定期券発売所へお申し出ください。(PiTaPaカード再発行後、PiTaPa定期券に発行替えが可能です。)なお、再発行された磁気定期券を盗難・紛失された場合、再発行することはできません。
※手数料、身分証明書などの本人確認書類が必要です。
3. ICOCA定期券の場合、ICOCA取扱窓口にお申し出ください。再発行登録手続きを行い再発行登録票をお渡します。お申し出の翌日以降(14日以内)に再発行登録票をお持ちの上、神戸電鉄の定期券発売所へお越しください。新しいICOCA定期券を再発行します。
※手数料、デポジット、身分証明書などの本人確認書類が必要です。

■定期券の払い戻しについて

1. 手数料、身分証明書などの本人確認書類が必要です。
2. 定期券は通用経過月数(1か月未満は1か月とします。)の定期運賃と手数料を発売額から差し引いて払い戻しいたします。なお、使用開始日を含め7日以内に不要となった場合は、通用区間の往復普通運賃×日数と手数料を発売額から差し引いて払い戻しいたします。
3. 1か月定期券は使用開始日を含め8日以上経過した場合は、払い戻しできません。
4. 通用区間を変更される場合には、払い戻しの計算方法が変わりますので、係員までお問合せください。
5. 列車の運休等により引き続き5日以上(振替輸送・代行輸送等を実施した場合の期間を除く)定期券をご使用できなくなった場合は、神戸電鉄の定期券発売所で相当日数分の期間延長あるいは払い戻しを請求することができます。この日数に満たない場合は、如何なる理由であっても期間延長や払い戻しはできません。

■理由の如何に関わらず、列車の運休・遅延等によって生じた全ての損害について、当社は一切の責任を負いません。当社が指定した振替輸送・代行輸送以外の経路・交通手段をご利用された場合の交通費等は、お客様のご負担になります。

■その他、旅客営業に関する取り扱いは、当社「旅客営業規則」等の運送約款に定めるところによります(「旅客営業規則」等の運送約款は、各駅・定期券発売所に備え付けてあります)。

以上のご承認欄

